

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第8-99号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第8-55号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（特別休暇）</p> <p>第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 地震、水害、火災その他の災害により<u>次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき</u> そのつど1週間を超えない範囲内で必要と認められる期間</p> <p><u>ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</u></p> <p><u>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</u></p> <p>(15)～(23) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 地震、水害、火災その他の災害により<u>職員の現住居が滅失又は破壊された場合</u> そのつど1週間を超えない範囲内で必要と認められる期間</p> <p>(15)～(23) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。